

提案基準²³ 農業振興地域における農業を営むための休憩施設、直売所及び食材提供施設の建築行為等に係る特例措置

農業振興地域における農業を営むための、最低限必要な休憩施設、直売所及び食材提供施設を建築する場合及び用途変更の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 農政事務主管課が、農業振興地域における農業を営むための、最低限必要な施設と認めたものであること。
- 2 当該事業の対象者は、農家、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件が付された利用権の設定を受けた者及び農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による農用地等の借受けの権利の設定を受けている者とする。
- 3 当該事業面積が3,000平方メートル以上であること。
- 4 休憩施設を設置する場合は、以下の基準に適合すること。
 - (1) 位置は、当該地内に建築するものであること。
 - (2) 敷地面積は、150平方メートル以下であること。
 - (3) 建築物は、原則として平屋建てであること。
- 5 直売所を設置する場合は、以下の基準に適合すること。
 - (1) 位置は、当該地内に建築するものであること。
 - (2) 敷地面積は、当該事業面積の5パーセント以下とする。ただし、500平方メートルを上限とする。
 - (3) 建築物は、原則として平屋建てであること。
 - (4) 周辺に支障が生じないよう敷地内に駐車場を設置することとし、その規模については事業内容に応じて各関係課と協議すること。
- 6 食材提供施設を設置する場合は以下の基準に適合すること。
 - (1) 位置は、当該地内に建築するものであること。
 - (2) 敷地面積は、当該事業面積の5パーセント以下とする。ただし、500平方メートルを上限とする。
 - (3) 建築物は、原則として平屋建てであること。
 - (4) 周辺に支障が生じないよう敷地内に駐車場を設置することとし、その規模については事業内容に応じて各関係課と協議すること。
 - (5) 施設で提供するすべての料理及び飲料のうち、当該事業地又は農業振興地域内で生産された農作物を50パーセント以上使用できること。
- 7 既存農業施設の建築物の用途を他の農業施設の建築物の用途に変更する場合にも適用し、用途変更できる範囲の業種は、都市計画法第29条第1項第2号及び同法第34条第1項第4号に該当する農業用に供する建築物とする。
- 8 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) 休憩施設とは、農作業の合間に休憩するための施設で、休憩室のほか更衣室、便所等を含むものであること。なお、単体の便所も休憩施設である。
- (2) 食材提供施設とは、当該事業地等で収穫される食材を加工、調理し提供する施設及び附帯する施設をいう。
- (3) 休憩施設、直売所及び食材提供施設の複合施設も可とし、その場合の敷地面積は、150平方メートルに事業面積の10パーセント(1,000平方メートルを限度とする。)を加えた面積以下とする。
- (4) 駐車場に係る協議は農政事務主管課及び農業委員会事務局と行なうこと。

